

すべての施策を評価し、重点化/NPOと協働

～やるべきことを厳選して施策を再構築～

さらなる改革

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
1 施策の抜本的な見直し						
1	大規模施設跡地活用調整委員会の設置	・府有財産のうち高校等大規模な施設跡地について、府施策や地域のまちづくりとの整合性のもとに有効的・総合的な活用を図るため、公有財産活用検討委員会の下に新たに「大規模施設跡地活用調整委員会」を設置する。		・大規模施設跡地活用調整委員会を設置し、府立高校跡地等の活用について検討 ・大規模施設跡地調整委員会及び活用検討委員会において協議を進め、順次、跡地活用の方策を固めていく		
2	土地開発基金の廃止	・地価の下落傾向が続いており、また、施設整備プロジェクトの廃止等により、本府における土地需要が減少する中で、土地を機動的に先行取得する必要性が低下していることから、土地開発基金はすでにその役割を終えたものとして、廃止する。		・府基金条例の改正案(土地開発基金の廃止)を3月定例会に上程	・土地開発基金の廃止(16年6月1日予定)	
(1) まちが安全・くらしが安心						
3	府健康福祉施策の再構築に向けた取組	・健康福祉施策を「持続可能」なものとし、これからの時代にふさわしい「自立支援型の施策」へ転換を図る。		・16年3月議会までに、16年度から20年度を見通した「大阪府健康福祉アクションプログラム」(案)ととりまとめ ・再構築ビルド施策として、「選択と集中」という姿勢で、「子育て・子育て」「健康づくり」「自立を求める人、援護を要する人の支援」という3つの柱立てのもと15の施策を記載 ・これまで大阪府が単独で実施してきた健康福祉施策のうち、福祉医療制度について、今後とも持続可能な制度に再構築するため、世代間負担の公平性、受益と負担の適正化、子育てや母子家庭等への支援などの観点から見直し案を記載	・「大阪府健康福祉アクションプログラム」(案)に基づき、健康福祉施策の再構築を実施	

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
4	精神医療センターの再編整備の検討	・大阪府衛生対策審議会答申(平成14年9月)及び府立の病院改革プログラム 診療機能の見直し編(同15年3月策定)などを踏まえ、同3月に中宮病院再編整備基本構想を策定した。今年度は財源確保の視点を踏まえつつ、必要な病院施設やPFI手法の導入可能性の検討などを行い、実現化のための方策を策定する。	・15年3月 中宮病院再編整備基本構想策定	・実現化方策の策定	・再編整備の具体的内容の検討	
5	水道事業将来構想の策定と具体化の取組	・通水後50年を経過し、本格的な維持管理、施設更新の時代を迎える、府営水道事業が将来にわたり安心と質の高いサービスを提供し続けるため、「大阪府水道事業懇話会」の意見を踏まえ、中長期的な事業展開の指針となる「大阪府水道事業将来構想」を平成15年春に策定。この構想をもとに各種事業実施計画を順次策定し、施設整備のあり方、経営の効率化、水道事業にふさわしい環境保全のあり方の検討など、構想の具体化を図る。	・「水道事業将来構想」の策定	・本構想をもとに、各種事業実施計画の策定・具体化		
(2) 人が元気						
6	高等学校における計画進学率の改定	・全日制高校への進学希望の高まりや生徒のニーズの多様化を踏まえた就学機会の確保が必要なことから計画進学率のあり方を見直す。		・全日制課程への受入に限定した従前の計画進学率という考え方を改め、17年度受入れから「昼間の高等学校」という新たな枠組みに対応した進学率(93.9%)を設定		
7	「大阪教育7日制」の取組	・子どもを取り巻く環境の変化に対応し、学校、家庭、地域、が一体となって、社会全体で子どもの育成に取り組むという観点から、「大阪教育7日制」について、知事部局、教育委員会、府警本部の横断的な連携により、取り組んでいく。		・基礎学力の確実な定着と自ら学び考える力を育成する「学力向上プロジェクト」、心身ともにたくましい子どもを育てるための「子ども元気体力UPプロジェクト」、きめ細かな子育て支援に取り組む「子育てに夢と喜びをプロジェクト」などを実施	・15年度の取組を充実・発展	

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
8	盲・聾・養護学校の空調整備の実施	・盲・聾・養護学校において児童生徒の健康管理及び教育環境の改善を図る観点から、全ての普通教室等に空調機を導入する。	・平成15年度末までに盲・聾・養護学校の全普通教室等に空調設備を導入する	・空調設備の整備工事を実施	・全ての盲・聾・養護学校において空調設備の運転開始	
9	盲・聾・養護学校の給食調理業務の一部民間委託の実施	・児童生徒の障害の状況に応じた段階食の提供や多様なメニューの提供を行えるよう、必要な調理時に集中的な人員配置を行うなど、その効果的・効率的な調理業務を行う観点から、調理業務について民間の力を活用する。		・15年度から調理員の退職後を不補充とし、16年度以降それぞれの学校の状態を勘案しながら、順次民間委託化を実施 ・16年度の委託実施に向けての学校選定等	一部の学校において民間委託を実施予定	
10	非常勤(若年)特別嘱託員の効果的、効率的な活用	非常勤(若年)特別嘱託員を、これからの学校教育に求められている課題への対応や経費の効率的執行の観点から、より積極的に活用していく。		・非常勤講師を配置してきた部分や、生徒指導、進路指導、障害児対応など様々な教育課題への対応、初任者研修などへの対応など、非常勤(若年)特別嘱託員を積極的に活用	非常勤[若年]特別嘱託員数の動向と取組の初年度である15年度の有効活用の実態や問題を踏まえつつ、教育課題などに対応した効果・効率的な有効活用を推進	
11	小学校1年・2年生における「35人学級」の導入	・学校生活がスタートする小学1、2年生において基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図るため、35人学級編成に取り組む。			・16年度～19年度の4年間で小学校1、2年生の35人学級を段階的に実施	

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
(3) 都市が元気						
12	能力開発総合プラザ(仮称)の設置	・大阪府と大阪府職業能力開発協会が一体となって、事業主・在職者・求職者に対して一元的な職業能力開発支援を行うとともに、他の労働行政サービスとの連携等を図るため、職業能力開発にかかる既存の諸機能(講座・講習会、相談、情報提供、訓練場所の提供など)を集約し、能力開発総合プラザ(仮称)を設置する。		・「能力開発プラザ」をエルおおさか南館に設置(15年11月)		
13	労働者福祉施設の廃止等	・民間と競合する宿泊施設である憩の家(みのお山荘、王仁山荘、河内長野荘)を閉館(一部民営化)する。 ・国の「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月)を受け、雇用・能力開発機構及び(財)大阪勤労者職業福祉センターが所有する「オオサカサンパレス」の施設運営を民営化する。		【憩の家】 ・王仁山荘の閉館 【オオサカサンパレス】 ・運営者をコンペにより決定(運営の民営化)	【憩の家】 ・みのお山荘の民営化 ・河内長野荘の閉館	
14	中央卸売市場の経営改善の取組	・平成15年夏を目途に、市場の経営改善を図るための計画を策定。また、計画策定と並行して、保留地の活用など、一部の改善方策の具体化を図る。		・15年度末に「中央卸売市場経営改善計画」を策定。順次具体化を図る ・15年9月に保留地の活用(貸付)を実施		
15	府有建築物のPFI導入拡大に向けた取組	・府有建築物について、PFI事業の円滑かつ効果的な推進と今後のPFI導入の拡大を図る。		・事業の計画段階から実施段階までの技術的業務を建築都市部に一元化	・事業スキームの確立、事業可能性等検討の具体的マニュアルの策定	
16	府有施設長期活用に向けた取組	・公共施設を長く安全に使えるよう、計画的・予防的な維持管理や更新を行う。	・「府有施設の長期保全計画作成要領」を作成	・府有施設の長期保全計画を作成 ・府有施設の現況・劣化度調査の実施	・府有施設の建替等の基本的な方針等を作成	

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
2 NPO・府民との協働						
17	大阪府NPO協働海外研修員受入事業の創設	・「海外技術研修員事業」を廃止し、NPOが実施主体となる「大阪府NPO協働海外研修員受入事業」を創設する。		・制度創設、事業実施 府内NPO5団体を通じて5名の研修員を受入	→ ・対象となるNPOの拡大(NPO5団体・研修員5名)	
18	NPOとの協働を推進するための協議の場の設定	・NPOと府が一つの事業を協力して実施することにより相乗効果が期待されるテーマについて、政策形成段階から協議する場を設定する。			・協議の場づくりに向けたモデル事業の実施	
19	コミュニティ・ビジネス創出	・福祉・環境などの地域ニーズに対応する新たな担い手の育成に向け、コミュニティ・ビジネスに対する立上がり支援や経営面でのアドバイスを行う。		「CB起業家応援事業」を関係部局と連携を図りながら実施 (事業内容) ・幅広い分野でのコミュニティ・ビジネスの掘り起こしと先導役づくり(先導的CB創出支援事業、モデル提案型CB創出支援事業) ・主要な担い手であるNPOに対するスタートアップ期の融資制度の創設(CB創設支援資金貸付事業) ・情報提供や人材育成・経営相談等の運営サポート(CB創出環境整備事業)	→	(P47・76参照)
20	帰国・渡日児童生徒の学校生活サポートの充実	・NPOとの協働により、市町村との連携を図りながら、帰国・渡日児童・生徒に対するきめ細やかな進路ガイダンス・進路相談等を実施する。			・通訳サポートボランティアに対する学校制度についての研修を実施	(P46・74参照)

番号	項目	基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
4 公の施設の改革						
21	施設の抜本的なあり方検討	・府民ニーズの変化や費用対効果、市町村との役割分担や民間施設の整備状況などの観点から、府として施設保有する必要性等を検討し、廃止を含めあり方を抜本的に見直す。	施設のあり方見直し			青少年海洋センターの閑散期閉鎖(1~2月)
22	公の施設の運営改善及び民間ノウハウの活用	・公の施設について、運営体制の見直しによる効率性の向上を図るとともに、より魅力ある施設とするため、管理運営手法を公募する、いわゆるプロポーザル方式を導入するなど、民間事業者のノウハウを積極的に活用する。	<p>運営効率の向上を図るとともに、より魅力ある施設とするため、民間事業者のノウハウを活用</p> <p>・里山の自然学校「紀泉わいわい村」</p> <p>・体育会館</p> <p>収支以外の改善目標(集客の工夫・収益部門の強化、管理運営体制のスリム化など)</p> <p>・国際児童文学館(任期付専門員の任用)</p> <p>・国際児童文学館(任期付専門員の任用)</p> <p>料金体系の見直し(年齢区分の見直し、利用実態等に応じた料金区分の見直しなど順次実施)</p> <p>・上方演芸資料館(活性化のための府民ニーズに応じた多様な使用料の設定)</p>			
23	地方自治法改正に伴う指定管理者制度導入の検討	・地方自治法改正により、公の施設の管理制度が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されることに伴い、施設管理状況全般について点検を行い、管理体制のあり方を検討するとともに、可能な限り民間事業者等を選定の対象に加え、指定管理者制度の導入を進める。	<p>・改正法附則第2条に規定する経過措置(法施行日から3年間)が終了する18年9月までに、順次、「指定管理者制度」導入のための検討を行う</p>			